明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月三日

茨城県水戸市河和田町三八九一番地五〇五

常陽シェル石油販売株式会社

代表取締役　浅野　定明

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月三日

兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号

伊丹産業株式会社

代表取締役　北嶋　一郎

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＨＣ２を株式移転設立完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年五月七日までに当社にご提出下さい。

平成三十年四月三日

札幌市中央区北一条西三丁目三番地敷島プラザビル八階　創和プロジェクト株式会社

代表取締役　近藤　養造

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＨＣ３を株式移転設立完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年五月八日までに当社にご提出下さい。

平成三十年四月三日

札幌市中央区北一条西三丁目三番地敷島プラザビル八階　創和プロジェクト株式会社

代表取締役　近藤　養造

限定承認公告

本籍東京都豊島区要町一丁目四五番地、最後の住所千葉県松戸市常盤平四丁目一五番地常盤平公団住宅Ｅ街区四八棟一〇一号

被相続人　亡　木村　清

右被相続人は平成三十年一月二十八日死亡し、その相続人は平成三十年三月二十六日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月三日

東京都豊島区西池袋五―一九―一八ヤマギシマンション五〇一

相続財産管理人　山岸　泰

限定承認公告

本籍岡山市北区一宮五八五番地、最後の住所岡山市北区一宮五八五番地

被相続人　亡　髙塚　章行

右被相続人は平成二十九年十二月二十四日死亡し、その相続人は平成三十年三月二十六日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月三日

岡山市北区南方一丁目八番一七号ロイヤービル三階　平松・木津法律事務所

限定承認者大賀由美

右代理人弁護士　平松　敏男

特定資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百八条に基づき特定資本金の額を金九千万円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成三十年四月三日

静岡県御殿場市新橋一五四三―七

アンサー事業協同組合

代表理事　日吉信六郎

訂正公告

平成三十年三月二十三日（号外第六十二号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑤営業保証金の額「300万円」とあるは「1000万円」の誤りにつき訂正します。

平成三十年四月三日

京都府京都市伏見区深草極楽寺町九―一

有限会社ビックライフ

代表取締役　柳　長泰

正誤

ページ	段	行	誤	正
（原稿誤り）				
四二	二	表中改正後欄中終りから一	別記様式	別記様式第一
〃	〃	表中改正前欄中一	別記様式第一	別記様式第六十条関係）
〃	〃	表中改正後欄中終りから一	別記様式第七（別記様式第六十条関係）	別記第一号様式（第三条関係）
四六	一	表中改正前欄中一	・別記第二号様式（第六条関係）	・別記第七号様式（第十七条関係）・別記第八号様式（第二十条関係）
五四	一	表中改正後欄中終りから一	別記第七号様式（第十七条関係）・別記第八号様式（第二十条関係）	第十一条第四項第二号
〃	〃	表中改正前欄中一	第十一条第四項第一号	第十一条第四項第三号
五五	一	表中改正後欄中一五	第十一条第四項第三号	別記第八号様式（第十七条関係）
〃	〃	表中改正前欄中一	別記第八号様式（第十七条）	別記第二号様式（第七条関係）・別記第四号様式（第十条関係）
六二	一	表中改正後欄中終りから一	別記第二号様式（第七条関係）・別記第四号様式	別記第九号様式（第二十一条関係）・別記第十号様式（第二十四条関係）
〃	〃	表中改正前欄中一	別記第九号様式（第二十一条関係）・別記第十号様式	七による施行前の施行前
七三	一三一	六～七	平成三十年三月六日沖縄総合事務局告示第八号（土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件）（原稿誤り）八ページ四段終りから五行目の行頭に「字真栄里東原」を加える。平成三十年二月九日掲載の新潟家庭裁判所に係る平成二十九年（家）第一五二一号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）	事務所新潟市中央区東中通一番町86番地19　新潟ハイムビル5階　柳則行法律事務所
		終りから	事務所新潟市中央区東中通一番町86番地16　新潟ハイムビル5階　柳則行法律事務所	

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成三十年三月二十日付官報の号外第五十六号九十頁に掲載されています。

平成三十年四月三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

目黒プロパティー特定目的会社

取締役　関口　陽平

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成三十年三月二十六日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成三十年四月三日

静岡県御殿場市新橋一五四三―七

アンサー事業協同組合

代表理事　日吉信六郎

◉号外　四月三日付第七五号六四ページ

―ジ●同日付政府調達第六一号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）